

平成26年度第2回

地域包括支援センターの運営に関する専門委員会会議録

と き 平成27年3月19日（木）

と ころ 小金井市役所第2庁舎 802会議室

## 平成26年度第2回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会

日 時 平成27年3月19日(木)

場 所 小金井市役所第2庁舎 802会議室

### 出席者 <委員>

梶原 仁 臣	諸 星 晴 明	川 畑 美和子
文 屋 みや子	常 松 恵 子	境 智 子
君 島 みわ子		

### <保険者>

介 護 福 祉 課 長	高 橋 美 月
包 括 支 援 係 長	本 木 典 子
包 括 支 援 係 主 任	宮 嶋 順 也
包 括 支 援 係 主 事	召 田 正 子
聖ヨハネ会桜町高齢者在宅サービスセンター長	藤 井 律 治
小金井きた地域包括支援センター管理者	松 嶋 聡 子
小金井きた地域包括支援センター相談員	中 野 紗綾香
天誠会小金井地域事務長	相 原 淑 郎
小金井みなみ地域包括支援センター管理者	黒 木 美恵子
小金井みなみ地域包括支援センター相談員	中 村 紀 美
小金井みなみ地域包括支援センター認知症コーディネーター	鈴 木 泰 子
東京聖労院つきみの園施設長	鈴 木 由 香
小金井ひがし地域包括支援センター管理者	山 岸 和 江
小金井市社会福祉協議会事務局地域支援係長	室 岡 利 明
小金井にし地域包括支援センター副管理者	雨 宮 志津子

### 欠席者 <委員>

河 幹 夫 播 磨 あかね 小 松 悟

- 議 題
- 1 平成26年度地域包括支援センター事業報告について
  - 2 平成27年度地域包括支援センター事業報告及び予算(案)について
  - 3 その他

開会 午後2時

事務局：

では、ただ今より平成26年度第2回小金井市介護保険運営協議会地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を開催いたします。なお本日は、小松委員、播磨委員からご欠席のお連絡をいただいておりますので、事務局からご報告いたします。

本日の資料は、次第に記載しましたとおり、事前に郵送させていただきました4点、および机上に用意しております資料5を追加させていただきます。不足がございましたら、事務局までお申し付けください。なお、会議録を作成いたしますので、ICレコーダーにより録音いたします。ご了承いただくとともに、ご発言される前には、お名前をおっしゃるようお願いいたします。

それでは、梶原委員長、よろしく申し上げます。

梶原委員長：

どうもこんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ご活発なご意見、どうぞよろしく申し上げます。それでは、会議に先立ちまして、介護福祉課長より一言ご挨拶よろしく申し上げます。

高橋介護福祉課長：

みなさん、こんにちは。介護福祉課長の高橋です。本日はお忙しい中、お越しいただき、本当にありがとうございます。ただいま、小金井市の方では、議会を開催中でございます。本日、本会議をはじめ、各種委員会のほうが開催されている状況でございます。そのため、大変申し訳ございませんが、福祉保健部長のほうは議会のほうに出席しなくてはならないので、本日この会は欠席とさせていただきます。

また、介護福祉課のほうでもですね、議会のほうには、介護福祉条例を始めとする条例を4本、改正のものと制定のものがありますけれども、それと予算関係を2本、合計6本の議案を出しております。そちらのほうにつきましては、委員会のほうの審議を終了したような状況で、今は委員会と、それから本会議での議決、採決を待っているような状況になっております。5月に予定をしております本運営協議会の全体会のほうには、皆様にその議決をされた平成27年度の予算と、あとは、冊子としてまとめた第6期の事業計画のほうをお示しできるといいなと今心からドキドキしながら来週の議決を待っているようなところでございます。

本日は、4月から改正されます介護保険制度の下、果たす役割が、これまで以上に期待されている地域包括支援センターの活動に関しまして、現状の事業報告と、また平成27年度の事業内容と予算の案について各センターからご説明をさせていただきます。

小金井市の地域包括支援センターの状況を再度ご認識していただき、また、皆様のご意

見を賜りながら、だいぶ厳しくなるであろう第 6 期の事業計画期間について、今後どのように地域包括センターの充実を図っていくべきかご意見を賜りながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

梶原委員長：

それでは本日の議題に入ります。

それでは議題 1、「平成 26 年度地域包括支援センター事業報告について」です。事務局より説明をお願いします。

本木包括支援係長：

はい。包括支援係長の本木でございます。

議題 1 につきまして、4 包括を代表しまして、小金井みなみ包括支援センターから報告させていただきます。

小金井みなみ地域包括支援センター（黒木管理者）：

小金井みなみ地域包括支援センターの黒木です。本日はよろしくお願いいたします。

4 月から 1 月までの事業報告につきましては、資料 1 にて割愛させていただきます。今回は、前回の運協のときに、10 月からスタートするとお伝えをしました認知症早期発見・早期診断推進事業について、担当より報告させていただきます。資料 3 をご用意ください。

小金井みなみ地域包括支援センター（鈴木コーディネーター）：

みなみ包括の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

認知症のコーディネーターを 10 月からさせていただいております。その中の内容としてですね、今現実的に行われたものを簡単にご紹介させていただきます。今、早期発見・早期診断推進事業の一環として、アウトリーチチームのほうにつなげたケースが 5 ケースありまして、その中に、個別ケースとして 5 ケース、アウトリーチチーム、具体的には、杏林大学の先生が往診に行ったケースに関しては 2 ケース、その他コーディネートに直接相談とかってというような形を取りましたのが 10 ケースほどあります。その中で、1 例だけご紹介させていただきます。

例えば、こんな方がアウトリーチチームのほうに紹介させていただきました。この 5 ケースは、みなみ包括 1、にし包括が 2、ひがしが 1、きたが 1 という、それぞれ各包括にまたがったケースが 5 ケースあります。みなみ包括のほうでご相談があった人ですけれども、具体的にはですね、女性の方、ケース 1 として認知症としてまだ、ちゃんとした医療機関に行かれてはいるんですけど、正しい診断はされていないということがもあるんですけど、その人は妄想ですか、妄想が比較的ひどくて、地域にいらっしゃる先生のほうにジョイントしたり、各専門委員の、病院のほうにもジョイントしたんですが、本人が医療関係の事

務をしていたということもありまして、お薬を飲まなかったり、1回行っただけで、医療機関に長期的につながらなかったというケースがありまして、お子様のご相談でアウトリーチチームのほうへつなぎました。その結果、ご本人も含めて、杏林大学のほうに何回か相談に行っていただけになったり、あるいは往診も先生が来ていただけるようになって、一応、杏林大学のもの忘れ外来の長谷川先生のほうにジョイントできるようになっているケースです。今後に対しては、生活支援の援助として、訪問看護とかそういうものを入れて行くっていう方向ではあるんですが、なかなか非常に難事例のために、先生のほうにつなげても、具体的にすぐ問題がなくなったわけではございませんので、長期戦になるだろうというケースです。一応こんな感じで、これからも続くであろうアウトリーチチームの方向性なんですが、私たちがやっている事業の中で、あともう一つは、講演会ですか、二つの講演会がありましたので、それを報告させていただきます。

小金井みなみ地域包括支援センター（中村相談員）：

みなみ包括の中村と申します。認知症講演会の報告をさせていただきます。

今回、認知症コーディネーター業務の一環として、認知症の方とご家族の支援に携わる関係者の認知症対応力の向上を図ることを目的とした認知症講演会を2回開催いたしました。第1回目は、杏林大学病院の長谷川先生を講師としてお招きし、「認知症の理解と対応」というテーマで行いました。交流センター大ホール、定員500名の所で行ないましたが、433名という多くの方にご参加いただきました。医療機関や認知症支援に携わる関係機関を対象としての開催でしたが、周知に関しては、市内全域、近隣地域など多方面にわたり、各関係機関にチラシの配付や電話で声かけをいたしました。準備していたチラシ1,000枚では足りず、2,000枚以上のチラシを配布いたしました。講演後のアンケートの結果としては、「認知症の理解は深まった」というご意見が多くあり、「他職種連携の必要性を感じた」「どのように連携をするのか具体的に知りたい」というご意見もありました。また、小金井市でこれほど大規模な認知症講演会、そしてこれを受け、大勢の参加に驚くと同時に、同じ志を持つ人たちと協力関係を築いていきたいというご意見もありました。

次に、第2回目は、2部制で行いました。第1部は、「認知症の理解とケア」というテーマで、認知症ケアアドバイザーの五島シズ先生の講演を、第2部は「みんなで考えよう、認知症の介護」というテーマで、実際に認知症の方を介護している市内にお住まいのご家族代表の方のお話を伺いました。これも、交流センターで行ったんですが、小ホール定員150名で行い、参加は154名と定員を超える数になりました。地域住民の方や、介護されている方、関係機関の方を対象としていましたが、当日は想定以上の方にお越しいただき、認知症に対しての関心の高さを感じました。事前申込による受付でしたが、申込方法がわかりにくく、実際は申し込みをされていない方の参加希望もあって、講演会の周知活動に関して課題になりました。そして、アンケートの結果としては、「講演会は具体的な内容でよくわかった、勉強になった」というご意見が多くあり、また、「ご家族の話には心打たれ

た」というご感想をいただきました。「今後もこのような講演会を継続してほしい」といったご意見もいただいています。以上です。

梶原委員長：

説明、ありがとうございました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

文屋委員：

すみません、文屋です。勉強不足ですいません。アウトリーチチームってどういう意味ですか。ごめんなさい、英語にちょっと弱いもんですから、すみません。スラスララっとしゃべっていらっしゃるけれど、ちょっとわからないので、私が。どういったチームのことを言うんですか。

召田包括支援係主事：

市役所介護福祉課包括支援係の召田と申します。いつも大変お世話になっております。

すみません、ちょっとアウトリーチチームというのは難しい言葉だと思いますが、これ、日本語で言いますと、すいません、訪問支援チームと呼ばれるものになります。

文屋委員：

あ、後方支援。

梶原委員長：訪問。

文屋委員：

訪問支援。ああ。なんで日本語で言わないんですか。

召田包括支援係主事：

名前のところは、ちょっとめんどくさいですね。

文屋委員：

なんでも英語で。

召田包括支援係主事：

資料 3 の 4 番目の「相談の流れ」のところにも「アウトリーチチーム」というものが、書かれているところがあるんですが。

文屋委員：

あ、そうなんですね。

召田包括支援係主事：

どうしても病院に、どうしても認知症と診断されるだろうと思われる方でも、なかなか医療につながらない方に関して、直接杏林大学のチームか先生だったり、あと、心理士さん、精神保健福祉士さんが、チームになって、おうちにお伺いして、ご本人の様子を見て、見立てて、その後の医療だったり介護のところを、どうしていこうかというところを共に考えるような。

文屋委員：

というのは、病院にあるということですか。

召田包括支援係主事：

杏林大学病院から・・・。

文屋委員：

じゃなくて、ほかの、杏林大学じゃなくて、大体、病院に設けられているチーム・・・。

召田包括支援係主事：

そうですね。こちらの事情に関しては、行っている自治体とそうでない自治体がありまして、基本的には、認知症疾患医療センターの一つになるんですが、12カ所の認知症疾患医療センターすべてで、東京都は行っております。

文屋委員：

はい、わかりました。日本語でわかりました。訪問で。

梶原委員長：

よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。ほかにございませんか。

ない様でしたら、「平成 26 年度地域包括支援センター事業報告について」は終了といたします。

梶原委員長：

続きまして、議題 2「平成 27 年度地域包括支援センター事業報告及び予算(案)」について、事務局の説明、よろしく申し上げます。

包括支援係長：

議題 2 に入ります前に、少し説明のお時間を頂戴いたします。

本日配布しております資料の 5 をご覧ください。冒頭に課長がご説明しましたとおり、本年度は、第 6 期に向けての事業計画を委員の皆様のご協力のもと、策定してまいりました。第 6 期となります 27 年度からは、介護保険法の制度改正に伴い、かなり広い範囲の非常に大規模な取り組みをしていかなければなりません。ちょっとおさらいになりますけれども、遡りまして、平成 18 年にありました制度改正において、高齢者が住み慣れた地域で少しでも長く暮らし続けていけるためにという目的のもと、地域支援事業というものが制定されました。介護保険の制度は、最初はなかなか浸透しなかった。12 年からスタートして、やっと少しずつ活用してもらえるようになってきたというところで 6 年後ですね、さまざまな地域での相談だとか、介護も予防していかなければいけない、そういう発想の元に生まれたのが、この地域支援事業になります。この制定に伴いまして、地域での身近な相談、総合相談機関として、地域包括支援センターが設置されました。また介護も、予防の視点が必要ということで、介護予防事業もスタートしたという経緯がございます。

この地域支援事業なんですけれども、来年度からは、少しまとめた部分もございますが、この資料 5 にございますように、新たに 5 項目について取り組むように義務付けられています。①医療と介護の連携、それから②の認知症施策、④生活支援、この三つにつきましては、27 年度から新たな会議を立ち上げる形になっております。矢印方向で、これは国の資料をベースに小金井市でどのように取り組んでいくかということとを合体させた資料 1 枚になっております。それぞれに目的はございますが、まずは、職種が集まって顔の見える関係を作って、どのように地域それから高齢者を支えていくかということを考える場になっていけばいいかなというふうに思っております。

各地域包括支援センターにも、上乘せしております。生活支援コーディネーター、これが 4 番になりますが、生活支援コーディネーター、それから②の認知症施策の部分について認知症地域支援推進員の配置を来年度からお願いをしております。

こういった結果を踏まえまして、27 年度の事業計画、それから予算案につきまして 4 包括を代表し、小金井ひがし包括支援センターのほうから発言をお願いいたします。

小金井ひがし包括支援センター（鈴木施設長）：

小金井地域包括支援センターひがしのほうから、私、鈴木のほうで予算の部分についてご報告申し上げます。資料 2 の 10 ページ、11 ページが予算案の内容になっております。

収入の記述が、委託料を含めまして、1、2、3 が収入、こちらが委託料関係の金額になっております。番号が重複していて申し訳ございません。3-2 のようになっておりますが、新予防給付プラン収入、直営と言う部分で、こちらのプラン収入の部分では、初回が 40 件、継続が 1,400 件と見込みまして、この金額を述べさせていただきます。4 番目のほうが委託に出している部分での収入というふうになっておりまして、合計で 4,591 万 2,000 円となります。



支出におきましては、人件費、先ほどのご説明にもありましたように、コーディネーター等1名分を加えまして、6人分と私どもがさせていただいております。総額で、同じように、4,591万2,000円となっております。詳細につきましては、11ページのほうにございますように、それぞれの行っている事業に対して、案分の数字となっておりますので、ご確認のほう、よろしくお願いいたします。

小金井ひがし包括支援センター（山岸管理者）：

ひがし包括の山岸です。では、27年度の事業計画のほうからご説明します。資料は、2の12ページから14ページとなりますので、よろしくお願いいたします。

まず、基本方針ですけれども、地域住民が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるように包括的に支援します。そのために地域も、中核的機関としての役割を担いまして、継続的かつ総合的な地域包括ケアが提供されるよう事業を実施してまいります。そのために、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

配置職員は6名です。

事業といたしましては総合相談、支援業務ということで、事業計画は高齢者さんとか家族、それから民生委員、病院等から介護、福祉、医療、生活などあらゆる相談に応じまして、どのような支援が必要かを把握します。そして、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる支援を行います。

それから、2番の虐待防止、権利擁護ですけれども、虐待防止と高齢者の安心した生活の継続を支援することを目指します。虐待及び虐待が危惧される場合は、速やかに行政はもちろん、各機関と連携しまして、対象者、擁護者を支援します。そのため、さらなる地域のネットワークの構築を図り、小地域ケア会議等を開催します。

それから、次の包括的、継続的ケアマネジメントですけれども、これは地域のケアマネジャーさんを支援するというところで、4分割の主任ケアマネが共同でケアマネ推進、研修会を開催して支援します。また、ケアマネから困難事例や相談があった場合はフォローしていくことになります。あと、4番、5番、6番は、お読みいただいたとおりでございます。

次、新予防給付、介護予防ケアマネジメントですけれども、これは要支援1、要支援2の利用者さんが要介護状態になることを防止するための自立に向けたプランを作成します。先ほど説明がありましたけれども、制度改正に伴いまして、介護予防の訪問介護、通所介護等は、新しい総合事業へ移行になります。27年度は、その移行のため、市、それから、各事業所と連携を取りまして、スムーズに取り入れていくための準備の年度ということになります。

それから、地域介護予防活動支援事業ですけれども、これは介護予防、閉じこもり予防でやっています「小金井さくら体操」なんですけれども、ひがしの場合は、市の801、社医学で行っておりまして、今後も支援を行ってまいります。また、リーダーのサポートもしていきます。さくらの自主のグループが、ひがしでは8カ所で立ち上がっておりまして、今後も

継続させるための支援を行っていきます。

それから、新しい事業ということで、認知症総合事業ということになります。これは、認知症高齢者を地域で支えるということで、認知症サポーター養成講座を今後も定期的に開催していきます。それから、認知症連携シートを活用して、認知症の早期診断・治療ということで、市の医師会との認知症連携会議に出席していきます。

それから、先ほど説明がありましたけども、新規事業として、各包括に認知症地域支援推進員が配置されまして、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域づくりを推進します。

それと、市と協同して認知症ケアパス作成に取り組んでいくということで、認知症ケアパス検討委員会に出席していきます。

それから、もう一つの新規事業ということで、生活支援体制整備事業ということで、新たに生活支援コーディネーターが、各包括に配置されまして、市主催の協議会、会議に出席していきます。そこで地域に足りない助け合い活動や、生活支援サービスをつくり出し、ネットワークを構築します。そのための勉強会等を開催していきます。

梶原委員長：

ご説明ありがとうございました。ご質問、ご意見などありますでしょうか。

文屋委員：

ごめんなさい。文屋です。この常勤換算従事者数いつも0.1とか0.2とか0.5とかあったんですけど、一人っていうことは、これ、予算的に難しいってことなんですよ。やはりその0.1とか0.5人とか、どういう計算をされていくと…。常時いないってことですよ。それに関わる人は、0.1人とか0.5人とかって、それはどういう。

文屋委員：

いや、全体的に出てますよね。どこの包括でも。

本木包括支援係長：

包括支援係長です。基本的に、業務分担、一人の人間がこの業務を行うのに1が100%と換算した場合に、この業務にどのぐらいの業務量を割くかというところを数字化した、というふうにご理解いただければよろしいかと思います。追加で何かありますか？

文屋委員：

じゃ、必ず0.なんぼとなるということですね。

高橋介護福祉課長：

実際には、多分、こちらの法人さん、市の場合は、4つの包括支援センター、すべて違う法人さんに委託をしております。事業内容をまずは、こういうことをしていただきたいということであるものと、法的にも地域包括センターの役割というのは定められている、ということになります。その中では、平成26年の12月の議会で、各市町村に条例化するように言われてきた部分では、まずは地域包括支援センターに必ず置かなくてはいけない職種というのが規則上あるわけですね。その規定の中では、3職種を配置しなくてははいけないということでそれぞれの包括支援センターには、主任介護支援専門員1名と社会福祉士1名と保健師または経験の深い看護師の資格を持っている方の配置というものが義務づけられております。それもそうですけれども、地域包括支援センターが大体高齢者3,000人から6,000人に1カ所必要だと言われていて、実際には、今各包括の中で区割りの関係もありますけれども、いくつかの所ではもう6,000人対象人数を超えているような事業所もございます。そういったこれまでの平成18年に、先ほど係長からお話のとおり設置をさせていただいていますけれども、それに、その後いろいろ加わってきた役割とかお仕事をお願いしたいものに応じて委託料のほうについては換算をさせていただいて、結構最近までは、大体包括、一つの包括あたり5人の職員の方を配置していただいているという状況になっていたかと思っております。ただ、その定められているお仕事の中に、介護の要支援1、2の方の予防プランを立てるという業務がありまして、そちらのほうについては、普通の介護保険の制度の中にある介護の「報酬」のほうが払われるわけですね。そちらのほうが多分、小金井市の場合には、若干支援の方の割合が高かったりすることもありまして、意欲の高い方もいらっしゃるということで、ケアプランの作成が各包括支援センターの業務にとってはとても大きくて負担になる部分というところもございますので、法人によっては、その部分も含めてプラスで配置を考えられる、ただ、その場合に、完全に地域包括支援センターの業務だけにすべての時間を取るわけじゃなくて、その方の業務のうちの一部をいうところなどが、例えば、職員配置のところではケアマネジャー0.5人分といった形で、その全体で包括支援センターのお仕事をいただいているような状況があるかと思っております。

文屋委員：

今後増えるから、私たちが、要するに団塊の世代がだんだん、だんだん増えていくのに、職員の方はこのままでいたら、もっと0.5なんぼ、0.0なんぼになっちゃったら、介護に対するサービスがもっと悪くなるんじゃないかって心配しちゃうんですけど、その点はないんですかね。

高橋介護福祉課長：

そうですね。それについてはご意見ごもっともだと思います。ただ一方です、やはり先ほどからお話した地域支援事業の中に、この地域包括支援センターの運営の費用等も

あります。こちらについても、給付と同じように介護保険料や国、都や市で、それぞれ支出に対しての持ち分が決まっています。そうすると、実は国としては地域支援事業の枠というものも法律上決めているところですが、そのところをいかに効率よく進めることによって介護保険料はあまり高くないように抑えながら成果を上げようというのが国の方向性なんです。なので、私どももそういったところでは、地域包括支援センター直営でやってらっしゃる所も若干ではありますけれども、こちら辺りの付近の市町村でもございます。ただ、なかなかそういう体制も組めなかったという中で、今後いろいろな業務が増えていく状況に合わせてながら委託料というの介護保険料との兼ね合いも考えながら進めていかなくてはならないのかなと思っています。

文屋委員：

確かに、介護保険料が高くないように抑えようという気持ちはわかりますけど、払う人は増えてきますよね。昔に比べたら段階の世代の人がちゃんと65になってきたらかなり増えてくるのも事実ですよ。で、介護保険を抑えようという気持ちもわかりますけど、じゃあ、払うほうが多い可能性も出てくるわけじゃないですか。そういったことで、やっぱり職員を増やせないっていうのも矛盾するかなっていうふうに、私は単純に思っただけのことです。

高橋介護福祉課長：

ご意見として承りたいと思います。ただ、実際問題として国のほうの想定で、今までは確かに高齢者が増えるというものが一つあったんですけども、今後10年間は、その中でも75歳以上の方の割合が増えるような状況でございます。そうするとやはり、当然お支払いいただく第1号被保険者の方の人数も増えてはいるんですが、それよりも給付にかかるお金が今は伸びが大きいということで、2025年には今月額が5,500円前後ぐらいになるんじゃないかと今期は言われていますけど、8,200円ぐらいになるんじゃないかと言われてますね。今でも結構苦しいような状況があると聞いております。そして、介護保険料だけではなくて、医療保険であるとか年金がだんだん減額されるとか、さまざまな要因が重なっているということも、議会のほうでもたくさんご意見をいただきました。全体的な部分を見ながら、国のほうともそこら辺は考えていくと思いますし、また私どもも状況に応じて地域包括支援センターの職員の方々にも大変な負担をかけているという自覚は当然私どもにもございますので、そういった状況も踏まえながら事業を考えていかなくてはなりませんし、委託にも、料金に関しても考えていかなくてはならない課題だと思っています。

文屋委員：

わかりました。ありがとうございます。

諸星委員：

諸星です。各要員の所は、プラス 1 例ということで新しい事業というか取り組みを行っていく話はお伺いしたんですけども、一部の所では、この職員配置のところが未定となっております。4月から新たにスタートしていかなきゃいけない中で、これのところにについてはどのようにお考えになっているのかなど。

みなみ地域包括支援センター（相原事務長）：

みなみ地域包括支援センターの相原と申します。

ただいま我々のほうでは、社会福祉士を採用するような方向で今進めております。4月1日からの事業運営に向けまして、そここのところまでには確定できるような方向で動いているところをごさいますて、この資料を作りました段階のところでは、そこまではっきり書けなかったというところもありましたので「未定」というふうに書きましたので、ご了承願います。

諸星委員：

ということは、4月から間違いなく要員は確保されるということで理解していてよろしいということですか。よろしくお願います。

高橋介護福祉課長：

私のほうから。今回の改正については、1年間かけて国のほうでも 26 年度中にさまざまな検討を重ねてきて、介護報酬に関してはつい最近示されたような、それも 3 年前にも同じだったんですけども、今回一つあったのは、12 月に選挙があって、かつ 10% に上がる消費税というものが上がらないような状況になりましたね。本来、1 年間の国の想定の中では、10% に上がることを考えていろいろな事業を想定していたところが、これが延期になったことですね、いろいろ介護だけではなくて福祉の社会保障の関係といわれる事業の組み直しが結構ギリギリまで、国の中でも、もめて、私どものほうで影響があったところと言うと、低所得者の方の介護保険料への軽減強化というところが最初に示されていたものとは全然違うような状況になったようなこともございました。そういった影響も結構あつてですね、私どもも、先ほど議会のお話をさせていただきましたが、いろいろな部分でまだ国のほうが、正式には決まっていないんだよという部分が若干残っていたりします。国のほうの予算案なんかそうなんですけども。なので、そういった部分では、本当に私どもから情報を流すこと自体も地域包括支援センターに対しても遅くなっている状況がございますし、私どもで行っていかなくてはいけない事業の内容についても、若干遅れている部分があるとは考えております。ですので、各法人の方にはいろいろとご無理をお願いしているような状況もございますが、昨年平成 26 年度の秋ぐらいに都の補助金等の獲得をして地域包括支援センターの後方支援ができるようにということで、介護福祉課のほうにも 3

人の非常勤の専門職を配置しております。そういった部分も上手に活用しながらできる限り通常業務を行いつつ、平成 27 年度については、その次の年に、先ほどお話があったとおりに、平成 28 年の 10 月から新総合事業を開始する予定でございます。そちらに向けた新たな体制もしくは事業の内容も具体化していかなくてはならないと考えておりますので、介護福祉課と地域包括支援センター4 カ所の各法人さんにもいろいろ新しいことをしていただきながら、この 1 年間、それ以降に向けての準備を進めていきたいと考えているところです。

梶原委員長：

よろしいでしょうかね。ほかは何かご意見ございますでしょうか。

諸星委員：

あと 1 点よろしいでしょうか。

梶原委員長：

はい。

諸星委員：

認知症の施策の件なんですけども、新聞等を見ても、認知症のことについては非常に話題に上っておりますし、先ほどの報告の中でも、講演会等の活動の中でもたくさんの方が参加されるということは非常に関心事であるかと思うんですけども、この資料 5 の認知症施策の中での認知症地域支援推進員ということを配置していくというふうになっておるんですけども、これのところについては、具体的にはどのように進んでいくんですかね。

本木包括支援係長：

包括支援係長です。

資料 5 のですね、②の認知症施策についてご意見をいただいております。一応こちらにはですね、簡単な形でしか明記できない部分もございまして、皆様のご期待に添える内容になればと思っておりますが、まずはですね、先ほどみなみ地域包括支援センターのほうから報告がございました、認知症の早期発見・早期診断推進事業、こちらにつきましては、東京都独自の事業でございます。それで、本年度途中から始まりまして、約半年間ということで実施をさせていただきました。こちらはですね、先ほど話もありましたように、認知症疾患センターのあります杏林大学と手を挙げた自治体が認知症コーディネーターを置くことで両方ペアになって、そこで初めて事業として成立するんですね。自治体が手を挙げないと、杏林大学だけでもできないし、自治体が手を挙げても認知症疾患センターとペアにならなければならないというもので、都内に 12 カ所、指定された疾患センターがござ

います。小金井市も担当しているエリアが杏林大学というところになっています。

こちらの事業なんですが、手を挙げる自治体が、例えば、来年度増えれば増えるほどですね、東京都のほうの財政事情もございまして、全額補助だったものが半分に減らされるというような状況もございます。また、ここに書いてあります②の認知症施策、これは国が改正として示している内容なんですね。ですから、先ほどの事業は、東京都独自の事業、ここに書いてあるのは国が国の施策として取り組まなきゃいけないというふうに示している事業ですので、基本的にやっていることは似ていますが、内容は別物になります。ということで、小金井市としましては、予算が半分になってしまうところも鑑みまして、27年度からは国の施策にスライドをしていく方向で選択をすることになりました。言葉が変わります。認知症コーディネーターとか、アウトリーチという、よくわからないと先ほどのご意見にもありましたが、その表現も、これは東京都の事業で、東京都が定めた用語になっています。

諸星委員：

この資料3のが。

本木包括支援係長：

そうです。で、ここで②の国の施策になれば、今までみなみにコーディネーターとして織り込んでいる役割が、これからは各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員、要するに、認知症のことを考える窓口の職員です。平たく言いますと。っていう役割を担った職員ですというのが、この認知症地域支援推進員です。

それから、先ほど申し上げてましたアウトリーチと呼ばれる、いわゆる往診班ですね。往診班を平成27年度からは、小金井市医師会と連携をして、小金井市医師会の先生方にチームの役割を担っていただき、「アウトリーチ」が今後は「初期集中支援チーム」というふうに変ります。これで初めて国が言っております認知症施策に進んでいくというような解釈になります。非常にわかりづらい内容ですが、私は、この半年間ではございますが、東京都の事業を施行させていただいたことで、医師会とも連携はできていると思いますし、ある意味、東京都のノウハウが活用させていただいたということで、引き続き杏林大学の往診という形はお願いできませんが、ある意味顔の見える関係にはなってきていると思っています。引き続き相談をさせていただきますが、小金井市医師会も小金井市も、このような形で進んでいくということは、やはり初めてだと思いますので、どの機関も手探りなのは同じなんです。ですが、やはり認知症施策、何らかの形で少しずつでも進んでいかないと、いい形にはなっていないというふうに思っています。先ほどからお話ししております早期発見・早期診断推進事業、この中身につきましても、やるべきこと、やらねばならないこと、東京都、いろいろメニューがございました。それにプラスをして、交流会という形を取らせていただいたのは、小金井オリジナルでございます。手を挙げた自治体は、

このエリアでも数市。実名はちょっと挙げませんが、手を挙げるというふうに聞いていましたけれども、結局手を挙げなかったという自治体もごございます。講演会をやるというスタイルを取るのには、なかなか大変ではございましたが、東京都のほうもそれは評価をいただいております。ですので、ある意味、どのぐらいお集まりいただけるかというところも全く手探りでございましたが、それだけ多くの方が参加をしていただいたというところは、一定評価をしていいのではないかというふうに思っておりますし、27年度に取り組んでいきますこの認知症施策の中でもですね、引き続きそのような講演会を予定しておりますし、杏林大学の長谷川先生のほうにももうすでに講師をお願いしたいというようなこともすでにお願ひしている状況でございます。

諸星委員：

引き続き、諸星です。よくわかりました。新しいことだと思いますし、かといって非常に認知症になる方というのは非常に多いと、潜在的な方もたくさんいるというようなことも新聞で出ておりますので、ぜひ新しいこととはいえ、大変でしょうけれども、リーダーシップを取っていただきながら、よろしくお願ひしたいと思います。

文屋委員：

小金井って、とりあえずみなみ包括センターだけにできるんですか。この認知症…。

高橋介護福祉課長：

今年度中、今年の3月末まではこの事業で、補助金をもらってやったので、みなみ包括だけでした。4月からは各地域包括支援センターに推進員を置いて、同じような事業を全域に広げていく。今までも、みなみ地域包括にコーディネーター1名ということでしたが、ご相談が全域の方からここに集中するようにしてきましたけれども、これからはそのノウハウを持って、それぞれの地域包括支援センターがその役割を果たしていくというような形に変わります。

また、先ほどお話があったとおりに、認知症施策というのは、まるっきり自覚がない状態のときから、ただ周りの人が「あれ、おかしいな」と思ったときになかなか受け入れられなくて受診にまでつながってないとか、そのままひどくなってしまふ方というのがたくさんいらっしゃいます。今回、多分、みなみ包括支援センターでの、都事業で行ったときは、これまでなかなかそういうところで医療の目が入れられなかったケースを中心に相談を受け、できれば杏林大学の往診チームに往診に来ていただく。でもそれは普通の医療保険を使った往診とは異なるものですね。あくまで、市行政の事業として行っていくものですので、今後はその役割を地域の小金井市の医師会の先生に担っていただけるような形で、多分、実際には、行ってもお会いできない、ご本人には自覚がなくて、「認知症じゃないよ」「おかしいとこなんかはないよ」とおっしゃる方もいらっしゃるの、そこ



をいかにつなげていけるかという、なかなか結果を求めるには厳しい事業にはなるとは思いますが、そういった中で状況をお互いに知っていただきながら進めるということも一つですし、先ほどの講演会に関しましては、やはり今後認知症の方も、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていただかなくてはならないような状況になると言われています。また、そういった地域をつくり出さなくてはならないと言われています。なので、そういったことでも、いろいろな世代の方に、「認知症ってこうなるんだ」とかこういうことがあるんだということを理解していただきながら、「じゃあ、こういう手助けだったらできるかな」とか、「こういう見守りだったらできるかな」というところをご理解いただけるようなことを私どもはやっていかなくてはならないというふうに考えております。

梶原委員長：

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、議題 2「平成 27 年度地域包括支援センター事業報告及び予算」については、承認といたします。

梶原委員長：

それでは、次の議題に進みます。議題 3「その他」です。事務局、説明よろしく願いいたします。

本木包括支援係長：

それでは、資料 4 をご覧ください。

先ほど、少し課長の話の中でも出てまいりましたが、地域包括支援センターの機能強化に向けた東京都の 26 年度新規事業というものの説明会がございまして、詳細なものが 2 ページ以降にございますので、参考までに見ていただければと思います。

表紙のところをご覧ください。今回ですね、改正に向けて東京都が独自にバックアップ事業というようなものを展開してございましたので、小金井市としては、2 事業につきまして、取り組みをすることになりました。26 年 9 月の補正予算におきまして計上しまして、11 月から実施している東京都補助事業ということになります。2 事業とも、制度改正のための新規事業ということになります。

まず 1 番目が、平成 26 年度機能強化型地域包括支援センター設置促進事業について。かなり強行な感じの言い方ですが、事業目的はここに書いてあるとおりで、実際、どういふふうにやっていくかということになりますと、小金井市は直営の地域包括支援センターがございませんので、市役所の介護福祉課、私がおります包括支援係の中に 3 人の非常勤の専門職を配備しております。看護師が 2 名、それから、社会福祉士 1 名の体制になっております。総合調整、それから支援困難ケース対応、社会資源の拡大、地域ケア会議を開催支援し、また、地域包括支援センターの後方支援を、主な業務としております。また、外

部講師に委託しまして、レベルアップの研修も盛り込んでいる状況でございます。

それから2番目が、平成26年度介護予防機能強化推進事業というものが活用されてございますけども、これはですね、事業内容としましては、独立行政法人の東京都健康長寿医療センターというところが、板橋区にございまして、このところ、東京都老人総合研究所といわれているものが、名前がこのように変わっているところです。高齢者に関する研究では、もう第一人者と言われているスペシャルな機関でございます。

過去を遡って、50年ぐらい前ですかね、かなり小金井市民が高齢者の研究として協力を、小金井スタディと呼ばれておりますけれども、かなり実は造詣が深い機関と。小金井と都老研といえばというぐらい、小金井スタディというのが非常に根づいているというような機関でございます。こちらにですね、高齢者自らがサービスの担い手となるような多様な地域資源を取り入れた、介護保険に近づいていらっしゃる方、それから、一般高齢者に対する介護予防事業の企画ですとか、地域包括支援センターに対する介護予防の支援をお願いしております。具体的に言いますと、地区の分析ですとか、それから、地域の関係職との連携ですとか、現在行っております介護予防事業の見直しについて助言指導をいただくというような事業でございます。1番につきましても、2番につきましても、昨年11月から平成29年の3月まで、期間限定ではございますが、改正に伴う東京都のバックアップ事業ということで、報告をさせていただきます。

梶原委員長：

説明がありましたが、質問、意見などございますか。

文屋委員：

この都老研って、この独立法人は、個人的には見学は出来ないんですか。研究機関だからだめなのかな。

本木包括支援係長：

見学ですか？

文屋委員：

研究機関だから駄目なのかな？

本木包括支援係長：

実際にはですね、さまざまな部門がございまして、診療部門もあるようです。ですが、私どもがお願いしておりますのは、いわゆる研究部門ですので、市民の方が直接どうなのかというところは、なんともわからないところではございますが、非常に介護予防などについては、いろんな自治体のプレーンの役割もになっていらっしゃるし、非常に先駆

的な、地域の方と協働している色々な事業を開拓していくにはどうすればいいかといったことも、いろいろ研究としては行っているところでございます。

文屋委員：

わかりました。ありがとうございます。

事務局：

ホームページもございますので。

文屋委員：

ああ、はい、はい。

梶原委員長：

他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。ないようでしたら、議題3「その他」を終了いたします。

最後に、事務局から事務連絡があります。

介護福祉課長：

前回の全体会のときにもお話をさせていただきましたが、次回は、多分5月に全体会のほうを開催をさせていただくようになると思います。こちら地域包括支援センターに関する運営会議のほうは、またちょっと年間の予定等を、新しい事業の進み具合等も見ながら考えさせていただきたいと思っておりますし、もう1点としては、皆様の任期のほう在今年9月の末、までだったかと思っておりますので、それまでの間にどれだけの会議を開催できるかということも出てくるかと思っております。今回、27年度からの第6期の事業計画の策定主体も、とても大きな部分がございましたし、これから改正内容も4月からすべて行うというわけではなくて、本当に3年間の間に順次いろいろな項目が変わっていきます。市民の介護保険の利用者の皆様もそうですし、介護保険料を納めてくださっている方々、またそのご家族の方々、いろいろな形で影響を受けられると思っております。また、私どものほうでも、まだ具体化できていない部分も多々ありますので、そういったところを見ながら、今後の10年後に向けた状況を考えながら進めていきたいと思っておりますので、あと半年ちょっとになるかと思っておりますけれども、皆様には、ぜひご協力をいただきたいと考えております。

またですね、先ほどの認知症の講演会のお話等もございましたが、皆様にも何かご案内ができるようなものがあれば、会議等のチャンスを生かしましてご案内をさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうにもよろしければご参加いただければと思います。よろしく願いいたします。

梶原委員長：

ご質問などありますか。よろしければ、以上で平成 26 年度第 2 回小金井市地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を終了させていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。

閉会 午後 3 時